

電子申請（省エネ適判）の注意点

計画書を「申請書 PDF 作成」によりシステム内で作成する場合
共同住宅・長屋の場合の計画書第五面の入力方法について

第五面

①追加をクリック

②住戸番号に「五面は別紙による」と入力

五面は別紙

1. 住戸番号

2. 住戸の存する階

3. 専用部分の床面積

4. 住戸のエネルギー消費性能

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率: W/(m²・K) 基準値: W/(m²・K)

冷房期の平均日射熱取得率: (基準値:)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量: GJ/年

設計一次エネルギー消費量: GJ/年

B E I :

作成後の計画書五面にこのように表示
されている事をご確認下さい。

(第五面)

【1. 住戸の番号】 五面は別紙による

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()